

住宅のリフォーム費用の一部を助成します

本町では、住宅のリフォーム費用の一部を助成する事業を行っています。希望する人は、期限内に書類等を提出してください。

- 助成条件・対象物件**
- ・ 工事が20万円以上のもの
 - ・ 町内業者による施工
 - ・ 他の助成事業と重複がないこと

・ 住民基本台帳に記載されている住所であり、生活実態のある住宅（蔵・倉庫含む）

助成額

助成対象工事にかかる経費の15/100（上限15万円）

対象者

- ・ 町内在住で本町に住民登録又は外国人登録をしている人
- ・ 本人及び同居家族が町税や町の使用料等を滞納していない人
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する

暴力団員でないこと

- ・ 過去に町が実施する移住定住支援施策である智頭町U・J・ターン住宅支援事業又は定住促進対策事業（住宅支援）の助成金の交付を受けていないこと
- ・ 過去に同様の事業による補助金の交付を受けている人は、補助金を受けた年度から3年度経過していること

その他

応募多数の場合は、初めて申請される人を優先させていただきます。抽選となります。

申請書や完了報告に必要な書類は町のHPでダウンロードするか、企画課へ問合せください。

受付期間

8月1日（木）～
8月23日（金）



問合せ先 役場企画課 ☎75-4112

限度額適用（標準負担額減額）認定証の更新手続きについて

現在お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病療養受療証」の有効期限は7月31日までです。引き続き認定証が必要な人は、更新の手続きをお願いします。

- この認定証を入院および通院した時に医療機関に提示することで、一つの医療機関での医療費の支払いが自己負担限度額までになります。
- ※この自己負担限度額は所得区分によって異なります。
- ◆ 申請に必要なもの
 - ☑ 国民健康保険の保険証
 - ☑ 印かん（認め印可）
 - ☑ 対象者と世帯主の個人番号
 - ☑ 届出人の本人確認書類

◆ 所得申告をしていますか？
所得申告等が必要な人が未申告の場合、自己負担限度額が実際より高くなる場合があります。必ず役場税務住民課へ申告してください。

鳥取県国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限 平成31年 7月 31日			
交付年月日 平成30年 8月 1日			
記号	番号		
世帯主	住所	鳥取県八頭郡智頭町 大字智頭	
	氏名	性別	
適用対象者	氏名	性別	
	生年月日	平成 年 月 日	
発効期日	平成 30年 8月 1日		
適用区分	区分		
保険者番号並びに交付者の名称及び印	310615 鳥取県八頭郡智頭町 大字智頭 2072番地 1 智頭町		

▲有効期限を確認してください
新しい認定証は8月1日以降でなければ発行できません。

問合せ先 保健センター福祉課 村上 ☎75-4101